

企業団との統合を促進するための制度の創設について（案）

企業団と市町村との統合促進及び府域一水道の実現に向けたインセンティブとするため、新たに以下の制度を設けることとしたい。

項目	内容	考え方				
1. 交付金（運営基盤強化等事業）の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金（運営基盤強化等事業）については、統合する市町村の水道事業に優先的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域化に係る交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）には、「広域化事業」と「運営基盤強化等事業」の2種類がある。 <table border="1" data-bbox="1650 690 2694 900"> <tr> <td data-bbox="1650 690 1932 814">広域化事業</td> <td data-bbox="1932 690 2694 814">広域化に資する事業に対して交付 ※資本単価90円未満は対象外</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 814 1932 900">運営基盤強化等事業</td> <td data-bbox="1932 814 2694 900">広域化する圏域全体の耐震化、水道施設の統廃合等に対して交付</td> </tr> </table>	広域化事業	広域化に資する事業に対して交付 ※資本単価90円未満は対象外	運営基盤強化等事業	広域化する圏域全体の耐震化、水道施設の統廃合等に対して交付
広域化事業	広域化に資する事業に対して交付 ※資本単価90円未満は対象外					
運営基盤強化等事業	広域化する圏域全体の耐震化、水道施設の統廃合等に対して交付					
2. 統合する市町村に対する企業団の独自支援策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金（運営基盤強化等事業）について、統合する市町村の水道事業に優先的に活用した上で、残額は企業団（用水供給事業）が活用するが、市町村の統合のインセンティブとするため、企業団の活用額に見合う範囲で統合する市町村の水道事業に対して支援を行う（支援方策は、今後検討していく）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付金（運営基盤強化等事業）は、統合のインセンティブとするためのものであることから、企業団の用水供給事業及び統合する市町村の水道事業に活用できる。 ○ 市町村の統合のインセンティブとするため、交付金（運営基盤強化等事業）の活用に当たっては、統合する市町村の水道事業に優先的に活用する。 ○ 企業団に交付される交付金（運営基盤強化等事業）を統合する市町村の水道事業に最大限活用することにより、住民負担の軽減を図ることができる。 				
3. 企業団（用水供給事業）用地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合する市町村の水道施設の設置にあたって、企業団（用水供給事業）が所有する用地を活用する場合は無償とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統合後は、企業団が用水供給事業と水道事業を経営していくこととなるため、用水供給事業が保有する用地を、同事業に影響のない範囲で水道事業が無償で使用することは、妥当なものと考えられる。 ○ 今回の統合においては、四條畷市水道事業のポンプ場の新設時に、企業団の四條畷ポンプ場の用地を活用する。 				

企業団との統合を促進するための制度における項目1及び項目2のイメージ

